

## 議案第10号

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

階上町長 荒谷 憲輝

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和51年階上町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「次条において同じ。）」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。))」を加え、「印鑑登録証に代えて個人番号カード」を「印鑑登録証に代えて個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に、「個人番号カード利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第10条の2中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を、「自ら個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加え、「移動端末設備用利用者証明書用電子証明書」を「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。



#### 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

#### ▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。